

# 水道局公共工事総合評価落札方式実施要領

制 定 令和4年2月1日工務部長決

最近改正 令和8年3月12日工務部長決

## (趣旨)

第1条 この要領は、大阪市公共工事総合評価落札方式運用要領（以下「運用要領」という。）及び大阪市公共工事総合評価落札方式運用ガイドラインに基づき、水道局が契約管財局へ入札手続きを行う公共工事における総合評価落札方式の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、運用要領の例による。

## (総合評価落札方式の対象工事)

第3条 一般競争入札を実施する工事のうち、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が3億円以上の工事については、総合評価落札方式を適用することとし、予定価格が3億円未満の工事については、運用要領第3条第1項第1号から第4号のいずれかに該当する場合、総合評価落札方式を適用することができるものとする。

ただし、予定価格が3億円以上の工事であっても、契約管財局が開催する建設工事及び測量・建設コンサルタント等契約業者資格審査委員会の審議を経て、総合評価落札方式を適用しないこととすることができる。

## (実施方式)

第4条 総合評価落札方式の実施方式は、運用要領第4条第1項第1号から第4号に掲げる方式のいずれかによるものとする。

## (技術審査委員会の設置)

第5条 運用要領第5条第1項に基づく技術審査委員会の設置については、水道局公共工事総合評価落札方式技術審査委員会設置要綱によるものとする。

2 事業担当課長は、第3条の規定による総合評価落札方式の適用に関して、技術審査委員会に審議を依頼するものとする。

## 附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

## 附 則

この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。